

今回のテーマ：平成28年分所得税の確定申告の主な改正点（概要）

1. 金融所得一体課税 増減税

例えば、公社債の売却益が非課税から20%申告分離課税となりました。また、公社債のうち特定公社債^⑨の売却益および売却損、利子は、上場株式の売却益および売却損、配当と通算できることとなりました。

⑨ 特定公社債とは、国債、地方債、上場公社債など一定の公社債をいいます。

例

上場株式の売却益200万円（源泉税40万円）、特定公社債の売却損300万円、上場株式の配当金15万円（源泉税3万円）、特定公社債の利子10万円（源泉税2万円）の場合

(1) 改正前 源泉徴収で課税関係終了

(2) 改正後 $(200 \text{万円} - 300 \text{万円} + 15 \text{万円} + 10 \text{万円}) = \Delta 75 \text{万円}$ （3年繰越可）

源泉税 $40 \text{万円} + 3 \text{万円} + 2 \text{万円} = 45 \text{万円}$ 還付

2. 空き家を売却した場合の特別控除の特例（創設） 減税

相続により取得した一定の空き家（マンションを除く）を、一定期間内に売却した場合（売却価格が1億円以下に限る）は、売却益から3,000万円を控除できます。

例

売却価格3,000万円 概算取得費150万円 譲渡費用200万円の場合

(1) 通常の税金 $3,000 \text{万円} - (150 \text{万円} + 200 \text{万円}) = \text{売却益 } 2,650 \text{万円}$

$2,650 \text{万円} \times 20.315\% = \text{所得税住民税 } 538 \text{万円}$

(2) 特例の税金 売却益2,650万円 $\leq 3,000 \text{万円}$ ∴ 税金ゼロ（538万円^得）

3. 住宅の三世同居改修工事の特例（創設） 減税

一定期間内に一定のマイホーム改修工事をした場合は、(1) ローン控除の特例、(2) 税額控除の特例（自己資金の場合）のいずれかを選択適用できます。

例

(1) 改修工事ローン残高250万円（返済期間5年）の場合

$250 \text{万円} \times 2.042\% = \text{所得税控除 } 5 \text{万円}$ （ローン残高を基に5年間適用）

(2) 改修工事費用250万円の場合

$250 \text{万円} \times 10.21\% = \text{所得税控除 } 25 \text{万円}$ （工事年のみ）

